

19世紀末イタリアにおける労働会議所と労働組合の展開

横山 隆 作

Ⅰ. はじめに

本稿は19世紀の末、1890年代に生じたイタリア労働運動の諸現象のうち、労働会議所の設立とその初期の活動、そして労働会議所の基盤である労働組合運動のうちの三つの組合の動向に焦点を当てたものであり、小生の基本的研究課題である19世紀末から20世紀初頭のイタリア労働運動史研究の一部をなすものである。またここに述べた労働会議所と労働組合の動向は、1892年創立のイタリア社会党の動向と相補するものであるが、ここでは社会党の動向についてはふれない。¹⁾本稿の着目点と意図は、社会党、労働会議所、労働組合のそれぞれは、19世紀末のイタリア労働運動という全体の流れの中で機能的に分化した諸側面であることと、そしてイタリアの社会主義者達の、政治活動とは相対的に別の分野での活動に注目することによって、イギリスなどと比較して、いわば「政治的な」イタリア労働運動の展開の根拠を理解しようということである。

註

- 1) 19世紀末のイタリア社会党の結成と活動については、とりあえず次の拙稿をあげる。拙稿「イタリア社会党の結成」『淑徳大学研究紀要』第15号、1981年3月、105～121頁。拙稿「イタリア社会党と議会（1892年～1900年）」『淑徳大学研究紀要』第19号、1985年3月、97～115頁。

Ⅱ. カメラ・デル・ラヴォーロ（労働会議所）の設立

1880年代末から1890年代初めにかけて、労働会議所（カメラ・デル・ラヴォーロ Camera del Lavoro、労働評議会の訳語もある）の設立運動と、イタリア社会党の結成運動とが並行して進んだ。

19世紀末の大不況期の中でも、イタリアの場合、1887年の建築恐慌と1891年前後の時期は

ことに失業が増大し、各地で労働者の解雇反対闘争や失業対策要求運動がおこっていた。1888年11月8日、ミラノの失業対策要求大会において、ミラノの労働者を中核とするイタリア労働者党 (Partito Operaio Italiano) のジュゼッペ・クローチェ (Giuseppe Croce) は、フランスのブルス・デュ・トラヴァーユ (Bourse du travail, 労働取引所) の職業紹介事業について発言している。²⁾このフランスのブルス・デュ・トラヴァーユは、1887年にパリで最初に設立され、続いて同年にニーム、1888年にマルセイユ、1889年にサンテチェンヌ、トゥール、1890年にボルドー、トゥルーズと設立され、さらに全国に設立されていった。ブルスは職業紹介を主要業務としており、各市から運営費補助金と建物を供与されていた。³⁾

イタリアでは、ミラノの『プレーベ (La Plebe)』紙の編集・発行人で、労働者党 (POI) と交流し、またF. エンゲルスとも文通していた社会主義者、オスヴァルド・ニョッキヴィアーニ (Osvaldo Gnocchi Viani) が、印刷工組合の機関誌《Il Tipografo》1889年4月1日号において、イタリアにも労働会議所 (CdL) を設立すべきであり、その性格は次のようなものであるべきだと論じていた。

第一に、労働会議所は労働者が集まる場所であり、ここで労働者達は自らの利益の擁護、労働契約等の問題について話しあう。第二に、労働会議所は職業紹介事業を行なう。第三に労働会議所は、労働統計などの情報を収集し、職業上必要な図書を備え閲覧させる。第四に、労働会議所は社会問題の解決のために活動する。⁴⁾

1889年9月1～10日、パリ万国博覧会の期間中に、国際労働者大会が各国代表約600名を集めて開催された。この大会に参加したイタリア代表のうちの、ニョッキヴィアーニや労働者党 (POI) のコスタンティーノ・ラッザリー (Costantino Lazzari) らは、パリとマルセイユの労働取引所の実情を詳しく聴取してきた。

ミラノでは、1889年末に建築労働組合や印刷工組合が労働会議所設立推進を決議した。これらミラノの労働諸団体を基盤にした労働会議所設立のための研究宣伝委員会は、1890年3月2日、ミラノ市長に面会して、労働会議所設立を請願した。同年3月30日と4月20・27日にはミラノ労働会議所設立委員会によって、規約が作成・承認された。1891年6月5日、ミラノ・コムーネ評議会は労働会議所に対する年間1万5千リラの公費支出を承認し、こうしてミラノ労働会議所が1891年9月22日に創立された。⁵⁾

ミラノ労働会議所設立に先だって、すでに1890年10月18日にはトリノ労働会議所が、1891年2月28日 (または同年6月25日) にはピアチェンツァ労働会議所が設立されていたが、これらも労働団体のイニシアティブと地方自治体の公費助成によって設立されたものであった。

1893年6月29日から7月1日までパルマで開催された全国労働会議所大会には、ミラノ、トリノ、ピアチェンツァの他に9カ所、合計12の労働会議所 (加入労働者総数約10万人)

が参加した。この9カ所の労働会議所とは、ローマ（1892年5月8日設立）、パヴィーア（1892年11月22日設立）、ヴェネツィア（1893年1月15日設立）、フィレンツェ（1893年2月26日設立）、ポローニャ（1893年3月26日設立）、ブレシア（1893年設立）、パルマ（1893年5月28日設立）、クレモナ（1893年設立、ただし本格的活動開始は1902年）、パードヴァ（1893年10月の規約承認以降に設立）であった。そしてこれ以降も各地に次々と労働会議所が設立されていった。これらの多くは、ミラノ労働会議所の規約をモデルとしていた。⁶⁾

労働会議所は、地方自治体や地方の労働金庫、時には商工会議所（Camera del Commercio）から多かれ少なかれ財政的支援を受けており、このことから政治的中立と労使紛争時の中立を表明していた。この政治的中立とは、実際には議会極左諸派（急進派、共和党、社会党、民主諸派等）の選挙活動などには直接関わらないということを意味していた。しかし各地の労働会議所の活動を指導する執行委員会には多くの社会主義者が加わっていた。例えばミラノ労働会議所の指導者ラッザーリやクロッチェ（Giuseppe Croce）は、労働者党（POI）の指導者であり、1892年の社会党結成時の中央委員であった。前記のニョッキヴィアーニは、ミラノだけでなく、いくつかの労働会議所の指導者でもあった。ピアチェンツァ労働会議所の指導者カブリーニ（Angiolo Cabrini）、ポローニャのミンゴッツィ（Romeo Mingozzi、小学校教員出身）やジェノヴァのキエーザ（Pietro Chiesa、ニス塗装工出身）も著名な社会主義者である。このように労働会議所は、公共目的を持つ半官半民的機関であるが、実際はきわめて労働組合寄りの性格をもっていた。そして労働会議所に対する政府の弾圧もしばしばおきた。

リヴォルノ労働会議所は、1896年5月10日に設立され、社会主義者の弁護士モディリアーニ（Giuseppe Emanuele Modigliani）も参画していたが、当地の海軍造船所におけるストライキをあおったという理由で、1896年10月18日に県知事より解散を命じられた。⁷⁾同様の労使紛争に際して中立ではないという理由で、トリーノ労働会議所は1896年11月、年間6000リラの公費助成を停止された。1896年12月8日、リグリア州のジェノヴァ、サムピエルグレーナ、セストリポネテの3カ所の労働会議所は、刑法247,251条の「階級間の憎悪をあおった」罪状で県知事より解散命令を受けた。また1897年1月、ローマ労働会議所も解散させられた。

1898年の民衆反乱、ことに5月のミラノ事件の後の大弾圧によって、全国20カ所すべての労働会議所が解散または業務停止させられた。労働会議所再建運動は同年末に始まり、1898年12月1日にパヴィーア労働会議所が、1999年2月にローマ労働会議所が再開され、さらに労働会議所再建活動は続いた。しかし当時の政府は労働会議所の性格に疑惑をもっており、1898年11月にフォルティス農工商務相が、今後の労働会議所は労使共に参加するオランダ型であるべきであると発言し、さらに1899年6月15日の下院質疑中、サランドラ農工商務相が、労働会議所は対政府煽動の火おこし材にならないようにすべきであると答弁した。⁸⁾

1900年12月18日、ジェノヴァ、サンプエルダレーナ、セストリの3市の労働会議所は、再建禁止命令を受けているにもかかわらず活動を再開しているとして、県知事からまたも解散命令を受け、これら労働会議所の支持団体である労働組合に対する弾圧も行なわれた。これに抗議して1900年12月20日から24日にかけて、3市の労働者のゼネラルストライキがおり、労働者の勝利によって労働会議所は再建された。⁹⁾

ピエモンテ州アスティ (Asti) においても、1900年4月、当地の印刷工組合、書籍 (出版) 労働組合連合、社会主義者達のイニシアティブによって、労働会議所設立運動が始められた。当時問題になったのは労働会議所と地方労働事務所 (Ufficio municipale del lavoro) との役割関係であった。地方労働事務局は、政府の中央労働事務局 (Ufficio centrale del lavoro) と連絡し、労働統計作成等を行なっている県の機関である。アスティの民主派 (非社会主義者) の、おそらくは財政問題を重視しての見解では、地方労働事務局を職業紹介業務等を行なえるよう改革すればよいということであった。しかし印刷工組合や社会主義者は議論の結果、地方労働事務局は労働者階級の利益のために活動することはできないものであるとして、労働会議所設立推進を決議し、結局1901年7月21日にアスティ労働会議所が設立された。¹⁰⁾

1901年10月19~20日にレッジョ・エミリアにおいて、イタリア労働会議所連合 (Federazione Italiana delle Camere del lavoro) 第4回大会が開催されたが、当時全国に57カ所の労働会議所が設置されており、労働者約27万人が加入していた。¹¹⁾

註

- 2) 河野穰『イタリアの危機と労使関係』新評論, 1976年, 50頁。
- 3) 喜安朗『革命的サンディカルズム』河出書房新社, 昭和47年, 85頁, 155頁。
- 4) Stefano Merli, *Proletariato di fabbrica e capitalismo industriale*, Nuova Italia, Firenze, 1976, vol. I, pp.643-644.
- 5) Ibidem, pp.657-658.
- 6) Ibidem, pp.670-671.
- 7) Ibidem, pp.730-732. および Donatella Cherubini, Giuseppe Emanuele Modigliani, Angeli, Milano, 1991, pp.87-88.
- 8) Ibidem, p.761.
- 9) 拙稿「20世紀初頭のイタリア労働運動と社会党改良派」『淑徳大学研究紀要』第16号, 1982年3月刊, 86~87頁。
- 10) Antonella G. Gianola, *L'Associazionismo operaio in Asti (1863-1902)*, L'Arciere, Cuneo, 1988, pp.66-71.
- 11) 前掲, 拙稿「20世紀初頭のイタリア労働運動と社会党改良派」94頁。労働会議所と地方労働事務局の関係についての社会主義者の見解については, Sergio Zaninelli, *Storia del movimento sindacale italiano*, vol. II, *Le lotte nelle fabbrica 1861-1921*, Celuc, Milano, 1973, pp.192-202, 参照。

III. 労働会議所の役割

労働会議所の性格とそれが果たした役割を、1890年3月～4月に作成されたミラノ労働会議所の創立当時の規約によって見てみる。

規約第3条では、労働会議所においては政治的・宗教的集会を開くことができないと定められている。すなわち規約上は、労働会議所は政治と宗教について中立である。第4条では、労働会議所への加入には国籍を問わないとしている。

第5条には労働会議所がおこなう事業があげられている。a) 賃金労働者の団結と相互扶助。b) 労働者の組織化、労働市場情報サービス。c) 見習い制度の条件を定めること、児童・女性労働および労働衛生についての立法の推進。d) 職業紹介と労働契約について賃金労働者の便宜を図ること。e) 更生保護活動、刑期を終えた者のリハビリテーション。g) 賃金労働者の必要と利益を国家と地方自治体に対して代表すること。h) 労働関係の調停。i) 協同組合への援助。l) 職業専門教育。m) 教育活動、図書室の設置、広報活動。

第9条、運営は加入者全員投票によって選出された任期1年間（再選可）の執行委員18名によって形成される執行委員会が行なう。（執行委員選挙の候補者は主要な労働組合が出した。）¹²⁾

このように規約上、労働会議所はかなり広い範囲の活動を行なえるようになっていたが、実際の中心的業務は、職業紹介、労働争議調停、労働組合と協同組合の組織化支援であった。

労働会議所の職業紹介事業は当時画期的であり、大変重要な役割を果たした。1890年代初めの深刻な不況期には、ミラノやローマなどの都市には数千人の失業者がいた。ミラノ労働会議所は、発足後9カ月のうちに4カ所の職業紹介窓口を開いたが、それは、1) 料理人と給仕、造船工および関連職種、2) パン焼き工、製麺工、3) 建築労働者、金属労働者、4) 製材等木材関連職種の4つのカテゴリーの労働者を対象にしたものであった。ミラノ労働会議所設立以来約9カ月間の、1892年5月12日付の職業紹介実績は合計1,379人であり、その内訳は、パン焼き工と製麺工の合計481人、建築労働者354人、料理人259人、金属労働者と木材労働者の合計132人である。現在から見れば少ない数だが当時としては大変役立っていたのである。¹³⁾

建築労働者の場合は特に公共的な職業紹介機関が必要であった。ミラノでは建築労働の各職種の自然発生的な労働市場として、カステッロ広場近くのポンテ（Ponte）という場所が存在したが、ここが1891年11月15日に公権力によって使用できなくなったのである。ポンテの私設労働市場が廃止された理由は「文明的でない」ということであったが、おそらく社会的に問題視されるような場所になっていたからだと思われる。ここでは雇い主である建築親方の労働力需要を充足するために私的職業紹介人が多数活動して、紹介手数料を得ていた。建

築労働組合は度々、この私的職業紹介制度を廃止すべきであると言っていた。したがってポ
ンテに替わって、労働会議所が職業紹介を行なうことがミラノの建築労働者にとってどうし
ても必要であったし、他の都市でも同様の必要性があったのである。¹⁴⁾

エミリア・ロマーニャ州などの農業日雇労働者の多い地域では、労働会議所はこの分野の
職業紹介に力を入れた。さらにピアチェンツァ労働会議所は、開設後まもなく、女性農業労
働者を親方労働者のところへではなく、労働協同組合の事業に紹介するように努力した。こ
のように労働会議所の職業紹介事業は労働協同組合の組織化と結びついていたのである。¹⁵⁾

ボローニャ労働会議所では、この19世紀末の不況期に増加した海外出稼ぎ労働者（例えば
繊維労働者、ガラスびん製造工、建築労働者などの技術を持った者も多く含まれる）のため
に、ヨーロッパ、南北アメリカ大陸、ニュージーランドなどの情報を広報した。

労働会議所の役割として、職業紹介と並んで大きな意義を持ったものは労働争議の調停で
あった。前述のように労働会議所を運営する執行委員はその地域の大きな労働組合の推薦を
うけて選出された者が多かったのであるが、規約上は労使関係について中立的立場で調停を
行なうことになっていた。そこで各労働組合は、使用者に対して賃金引き上げ等の要求を提
出する際に、労働会議所の調停担当者（しばしば弁護士が任命される）を労使交渉に立ち会
わせて、労使双方の言い分を聴いて、双方の意見を調整するように使用者に申し出るのであ
る。使用者側も、労使交渉を打ち切って、組合にストライキに入らせる前に、一応は労働会
議所派遣の調停者と話し合うことが多かったようである。組合側の方針も、使用者側が労働
会議所の調停者を受け入れなければただちにストライキに入るというものが多かった。

この労働会議所の調停の役割については、その後20世紀に入って各労働組合の全国連合が
発達するにつれて、労働組合全国連合が争議の指導を行ない、労働会議所は調停の立場に立
つという考え方と、一方、労働会議所はそれぞれの地方の労働者の代表かつ労働組合の地域
連合体の立場で争議の指導も行ない、調停はまた別個の専門機関が行なうという考え方が
対立するようになる。

労働会議所は各地域で、労働組合と協同組合に労働者を組織する活動で大きな役割を果た
した。ことに組織化の困難な小規模工場の労働者や農業労働者の組織化に果たした役割は大
きかった。しかし19世紀末の段階では労働組合組織率は決して高くはない。信頼できる統計
数値が見あたらないが、19世紀末に労働組合・労働協同組合に組織された農鉱工業労働者の
数は50万人以下で、そのうち鉱工業労働者約30万人、組織率は10パーセント以下と考えられ
る。¹⁶⁾

労働会議所はまた社会立法・労働者保護法の推進と、政府の失業対策を要求する運動等
を行なった。当時の立法要求は、労働組合団結権と争議権の確立、労働災害保障法、児童労働
保護法、女性労働保護法、成人男子労働者についても深夜業を廃止することなどであった。

立法要求と失業対策要求や公共事業を労働協同組合により多く請け負わせる要求等、これらの労働会議所の対政府政策要求運動は、社会党の政治活動と重なる面をもっていた。

註

- 12) Merli, op. cit., vol. II, pp.47-50.
- 13) Merli, op. cit., vol. I, pp.686-687.
- 14) Ibidem, p.687.
- 15) Ibidem, p.691.
- 16) 拙稿「イタリアのストライキ (1901年～1911年)」『淑徳大学研究紀要』第18号, 1984年3月刊, 101頁, 参照。

IV. 労働組合運動の実態

1. 建築労働者の労働組合運動

19世紀末に、建築業 (edilizia) とは、煉瓦積み工, 石工, モルタル工 (左官), 大工, 指物師, 塗装工, 屋根葺き工等の家屋建築職の業務から鉄道建設や築堤などの土木建設業, さらに大理石採掘加工や砂利採取, また建材製造加工までも含む幅広い業種を表わしていた。ただしここでは都市の家屋建物建築にたずさわる労働者を中心にして考察する。

1870年代以降の工業化の進展と都市の膨張の過程で、建築業には多くの労働者が入ってきた。これらの新しく建築労働者になった人々はあまり市街地には居住しておらず, 1870～80年代でも, 市街地の外の農村の自宅から1時間も, なかには4時間もかけて徒歩で市街地の建築現場へ来て仕事をし, また帰宅する者が多かった。¹⁷⁾

家屋建物建築の主要職種である煉瓦積み工, 大工, 指物師, モルタル工 (左官), 塗装工, 屋根葺き工などは, 数年の見習い期間を要する熟練職種である。しかし建築現場にはこれら熟練労働者の仕事を補助する不熟練労働者が, 建築材料運搬, 掃除・片づけなどの仕事をしており, これら日雇いの不熟練労働者の中には少数だが女性労働者も混じっていた。¹⁸⁾

雇用形態は, 1870年代にはほとんどの職種で, 親方 (maestro) が仕事を請け負い, 親方が熟練労働者を雇用するという形態であった。1890年代になると, 比較的大きな建物 (いわゆるビルディング) 建築の場合には, 建築企業が注文主から仕事を請け負って設計し, 熟練・不熟練労働者を直接雇用する形態も増えてきた。ただしこのような企業の資本家的直接雇用であっても, 雇用期間は当該建物の建築工事期間中である。

このような建築業の特徴から, 建築労働者の組合運動は熟練労働者を中心として比較的早くから活発になっていたが, 組織の継続性に欠けることが多かった。1870年代には, そのころ多かった同一職種の労働者相互扶助協会のうちのかかなりの数の組織が, 名称は相互扶助協

会のままで、賃金引き上げ、労働時間短縮などの労働組合運動を行なうようになった。1878年にリヴォルノで結成された建築労働者協会 (Società dei Muratori) の規約・宣言は次のように述べている。

「我々は労働者であり、働くことを欲する。我々は他の人々の財産と権利を尊重し、……暴力をのぞまず、他の人々に悪事をはたらこうとも思わない。我々はただ、他の社会階級の権利が認められているのと同じように、我々の人間として、市民としての権利が認められることを望む。」¹⁹⁾

1880年代には労働組合運動が活発化し、抵抗同盟 (lega di resistenza) と名乗るものが増え、労働争議が頻発し、また市町村を越えた県・州・全国規模の広域の労働組合連合体も組織されるようになった。1886年8月15日、ジェノヴァで、ミラノ、トリノなど主に北イタリアの20都市から建築労働組合の代表が集まって会議を開き、確固とした実体をともなわなかったものの、全国連合結成を決議し、トリノに機関誌『Il Muratore (建築工)』を創刊した。²⁰⁾

1889年、ミラノではシルヴィオ・カッターネオ (Silvio Cattaneo) が、トリノではフェリーチェ・クアリーノ (Felice Quaglino) が建築労働者の組織化推進活動と全国連合再建運動を始めた。カッターネオは社会主義者であり、イタリア労働者党 (PLI, 社会党) 結成準備中央委員会のメンバーであった。その後、建築労働者の全国連合と労働組合も1898年の大弾圧で解散させられたが、1900年2月18～19日、ミラノで全国19支部の代表を集めて、新たにイタリア建築労働者連合 (Federazione Italiana fra gli adetti alla Arte Edilizia) 第一回大会を開催した。(これは旧連合Federazione Murariaの第5回大会に相当する。)このときに承認された運動方針の特徴は次の通りである。

建築労働者連合の基本方針として、「建築業の全業種の労働者を結集する」とし、中央委員会を強化して、かつての地域ごとの職業別組合の連合の形態から、産業別全国組合への方向に進み始めた。そして「すべての政党から独立する」として労働組合としての統一を守り、同時に「労働者階級の解放のための闘いに加わる」という社会主義路線を表明している。

当面の具体的方針としては、a) 支部のない地域で新たに抵抗同盟を組織すること、b) 賃金引き上げと労働時間短縮の各支部組合の闘争を支援すること、c) 生産協同組合の推進、d) 個々の組合員と連合との関係強化、e) 雇い主の横暴の犠牲者 (解雇者を指す) と求職のために旅行する組合員への援助、f) 労働保護立法の推進、g) 出来高制労働の廃止、h) 労働者階級の倫理的経済的状態を改善するための共同行動をあげている。²¹⁾

建築労働者連合は、1902年初には組合員約3万人を擁する大組織となった。1902年2月調査の農工商務省統計では、建築労働者の州別組合員数は、数値の記されている11州合計で、252支部、29,944名である。組合員の多い5州は、ロムバルディーア州、96支部、10,945人、

組織率10.83パーセント、ピエモンテ州、80支部、7,550人、組織率10.1パーセント、トスカーナ州、23支部、6,093人、8.81パーセント、リグーリア州、22支部、1,866人、6.8パーセント、ラツィオ州、1支部、1,623人、6.63パーセントであった。²²⁾また1901年の農工商務省統計では、建築業の職種中、もっとも組合員数の多いのが煉瓦積み工（見習い工を含む）で16,909人であり、これは同職種労働者の5.25パーセントの組織率となる。²³⁾

1902年当時の建築労働者の一般的な労働条件は、労働時間がミラノの10時間半からレッツェの13時間半の間、1日の賃金は3.8リラから1.3リラの幅の中にあった。また1901年ごろの熟練した建築労働者で中の上クラスの年間収入は、本人が750リラ、家族4人合わせて1,500リラ程度であったという。これは決して豊かとは言えないが、低賃金の農業日雇い労働者などと比べてかなり高い収入である。²⁴⁾

2. ガラスびん製造工の労働運動

19世紀末、イタリアのガラス製造工業は4つ以上の業種に分かれていた。主要業種の第一は無色透明ガラス製造業（*vetro bianco*、白ガラス）で、これはコップなどの家庭用品、スピリッツ類の酒びん、香水びんなどを作る業種である。第二は色ガラス（*vetro nero*、黒ガラス）製造業で、ぶどう酒類のびん、薬品びんなどの着色されたガラスびんを作る。第三は板ガラス（*lastre di vetro*）製造業で、窓ガラスを主要製品とする。第四はガラス工芸（*conterie*、装身具）業で、ムラノ島のヴェネツィアングラス製品等の業種である。ここでは色ガラス製造業の主力製品を作る色ガラスびん製造工の労働組合運動を対象とする。²⁵⁾

19世紀末の色ガラスびん製造工場では、ガラス溶解炉を中心にして、通常5人編成の作業班によって、ぶどう酒びんなどが吹かれる。この作業班の職種は資格の高いものから順に、びん吹き職長（*maestro soffiatore*）、グランガルツォーネ（*gran-garzone*）と呼ばれる、溶けたガラスをガラス吹き管に適量つける係、レヴァヴェトロ（*levavetro*）またはカヴァヴェトロ（*cavavetro*）というガラスの溶け具合を見る係（ただし炉の火力調整は別の係）、そして運び役（*portantino*）と呼ばれる年少労働者の4種である。ガラス溶解炉は1880年代にガス炉への転換が進み、かつては10時間から12時間もかかった原料ガラスの溶解作業が2～3時間で出来るようになった。²⁶⁾

この時代のガラス労働者の職業生活上の大きな特徴は、移動性の高さであった。ガラスびん吹き工の場合、びんを吹けるようになる、即ち職長としての資格を得ると、イタリア各地、さらには海外へも職を求めて、またはより有利な労働条件を求めて次々と工場を移動するのである。例えば1894年にフランスのリシャルム社（*Richarme di Rive de Gier*）では、1,061人の労働者中174人がイタリア人であった。また逆にイタリア国内でもフランスほか多くの外国人ガラス労働者が働いていた。ガラス労働者は半年で工場を移ることもしばしばあり、労

働移動が激しいため、地域ごとの職業別労働組合の維持は容易ではなかった。²⁷⁾

ガラス工業の賃金水準は一般に高水準であった。ガラスびん製造は高熱重筋肉労働であるが賃金も高く、例えば1893年にトリノのラケッティ兄弟社 (Fratelli Rachetti) の色ガラスびん工場では、出来高制賃金のため変動が激しいが、ガラス吹き職長が平均日賃金8リラ、グランガルツォーネが4.5リラ、カヴァヴェトロが2リラ、運び役が1リラと記録されている。²⁸⁾

また20世紀初頭のミラノのガラス労働者690人についての調査では、ガラスびん吹き職種522人の賃金階層は、平均日給5.01リラ以上の者が15.0パーセント、5.0リラ以下2.01リラまでの者が42.3パーセント、2.0リラ以下の者が42.7パーセントになっていた。同じ調査でガラス工場のびん吹き職種以外の労働者168人については、5.01リラ以上の者3.3パーセント（機械工や機械保守工が中心だと考えられる）、5リラ～2.01リラの者47.1パーセント、2リラ以下の者49.6パーセントとなっていた。このような賃金水準は同じく熟練職種である印刷工、帽子製造工、また建築労働者などと比較しても高賃金である。²⁹⁾

ガラス工業における労働組合運動の発展は1890年代になってからであり、印刷工や繊維産業労働者に比べればだいぶ遅れて始まった。1885年に至っても全国のガラス労働者の相互扶助協会は7団体、加入者総数697人でしかなかった。しかし1880年代末に、伊仏関税戦争によってフランス製ガラスびんの輸入が減少し、イタリアのガラスびん製造業が急成長すると、これとともに労働組合運動も活発化し、1890年代に各地で抵抗同盟や改善同盟 (lega di miglioramento) という名称の労働組合が結成された。

19世紀末のガラスびん製造工の労働運動の課題は、高い賃金水準の維持と地域間賃金格差の縮小、資格制度の確立と維持、夜間労働の廃止、労働衛生（ことに梅毒の流行についての対策・啓蒙）、外国人労働者問題などであった。

1896年5月に、パルマのガラス労働者が呼びかけ、ミラノやリヴォルノの労働者がこれに応じて、1896年11月7日、ミラノで第一回ガラス労働者全国大会が開催され、1897年1月10日の労働組合代表者会議で、ガラス工業の全業種を含むイタリアガラス労働者連合 (Federazione italiana fra i lavoratori in vetro) の規約が承認された。しかしこの連合は1898年の大弾圧で解散させられた。1900年には全国組織再建運動が始まったが、ガラス工業の全業種を含む組織を作ることは困難であり、1901年12月9～10日、リヴォルノで開催された大会においてイタリアガラスびん製造工連合 (Federazione italiana dei Bottigliai) が結成された。次に1896年1月14日に承認されたリヴォルノの色ガラスびん労働者抵抗・改善同盟 (Lega di resistenza e miglioramento fra i lavoratori in bottiglie nere) の規約と、前記のガラスびん製造工連合の規約から、熟練労働者の組合としての特徴を見ることにする。

このリヴォルノの色ガラスびん労働者抵抗・改善同盟では組合費が月額1リラである。職

長 (maestro) 資格の組合員について、第28条では、職長は1日8時間労働の間に他の職長の資格をもつ者と交替で仕事をする事が出来るが、グランガルツォーネとは交替できないこと。第30条、職長の資格をもつ者で、父親である者が、死亡したり病気によって仕事が出来なくなった時には、この者の息子が父に替わることが出来る。同30条、グランガルツォーネは、その資格の仕事に就いてから16カ月経過しないうちは、職長の食事休み時間中に職長の代わりに、訓練のためのびん吹きをすることは出来ない。またこのびん吹き訓練中のグランガルツォーネの吹くびんの数は、一日に10個を越えてはならない。第39条では、各仕事場の各作業班の一日の作業量について、例えばシャンパンびんなど、びんの種類・大きさに応じて、480個から540個までの製造個数の上限が定められている。第40条では、各作業班の労働者は、自分が所属する班以外の班の仕事をしてはならないとなっており、これは工場長の命令があっても、他の組合員の仕事はしないという意味だと考えられる。³⁰⁾

ガラスびん製造工連合の規約では、連合の主な役割として、職業紹介とストライキの際の援助があげられている。この連合の規約56条は、就業できる年齢を、運び役14歳以上、レヴァヴェトロ15歳以上、グランガルツォーネ19歳以上、職長 (maestro) 23歳以上と、資格に応じて定めている。第59条では昇格のための経験年数を、レヴァヴェトロとグランガルツォーネは、その資格での4年の経験を経て、それぞれ上位の資格であるグランガルツォーネと職長に昇格する権利を得ると定めている。³¹⁾

20世紀初頭にイタリアにもガラスびんの機械吹き工場が出現した。ガラスびん製造工の各労働組合と連合は機械製びん工場のボイコット闘争を行ない、またこの時期の機械製びん工程は不良品発生率が高かったため、結局第一次大戦後までイタリアでは機械製びんは普及しなかった。ガラスびん製造工連合は、機械製びん反対闘争の過程で協同組合製びん工場の設立を計画し、組合員から20万リラの資金を集めてリヴォルノに協同組合工場を設立し、1903年10月に操業を開始した。その後連合の協同組合工場は、1909年までに6カ所に増えた。³²⁾

3. 金属機械労働者の労働組合運動

1880年のイタリア製鉄、1884年のテルニ、1886年のブレダなど1880年代にはイタリアの金属機械工業の有力な会社が創立され、これと並行して金属機械工業の労働組合運動も発展した。しかし金属機械労働者の労働組合は、1890年代初めにはまだ地域別の、そして旋盤工、仕上げ工、ポイラー工、製鉄工等々の職種ごとに分かれた職業別組合の形態であった。

1890年前後のミラノでは、金属機械工業にも失業者が多かった。そのため1890年の初めには、ミラノの機械工場の労働者の代表団が、急進派の下院議員ムッシ (Giuseppe Mussi) および共和党のマッフィ (Antonio Maffi) に伴われて、公共事業相フィナーリ (Gaspere Finali) に、当時予定されていた国有鉄道の車輛製造をミラノの機械工場を受注できるように陳情し

たが、フィナーリは拒絶した。1891年8月初め、ミラノのエルヴェティカ社 (Elvetica, ここは農業機械、水利灌漑機械、機関車などを製造する新鋭工場だった) の工場労働者700名が、出来高制廃止、労働時間短縮 (10時間労働制要求)、賃金の25パーセント引き上げを要求した。会社側はこの要求を拒否し、8月25日にエルヴェティカの労働者はストライキに入った。するとほとんど自然発生的にミラノの41の金属機械工場の労働者約6千人のうちの3,300人ないし4,000人がそれぞれの要求をかかげて連帯ストに入った。ストライキは9月11日まで継続され、結局若干の賃上げを獲得して収束した。³³⁾このストライキの後、同年10月4日には、ミラノの約1,000名の金属機械労働者の職種をこえて統一された労働組合、ミラノ金属労働者抵抗同盟 (Lega di resistenza fra gli operai metallurgici e affini di Milano) が結成された (これにはトゥラーティ Filippo Turatiが協力した)。しかしこの抵抗同盟は1895年にはまた個々の職種別の小さな抵抗同盟に分裂してしまった。

1897年3月、ミラノに金属労働組合中央委員会 (Comitato centrale fra le sezioni metallurgiche) が生まれ、全国連合結成の方向へ動きだしたが、1898年の大弾圧でいったん挫折した。しかし1899年にローマの金属機械労働者のイニシアティブにより、宣伝中央委員会が結成され、全国の80組合、約2,000名を結集して、1900年6月16~18日、リヴォルノでFIOM (Federazione Italiana Operai Metallurgici 金属労働者連合) の創立大会を開催した。創立時のFIOMは、後の産業別労働組合の形態とはほど遠い職業別組合連合体であって、各地域・諸職種別の労働組合が連合の支部となり、ここから組合員一人1カ月当り10チェンテージミの、あまり高くない上納金をFIOMの中央金庫に送り、FIOMは抵抗と相互扶助 (鉄道1kmにつき5チェンテージミの求職旅費を主とする) のために各支部への援助を行なうということが中心的活動とされた。つまり当時の金属機械労働者の職業別組合は、各地域でさらに小人数の職種別に分かれて組織を作っており、ストライキ基金はもとより、求職旅費すら準備できないという財政状態であったことへの対応として、全国的な連合組織が結成されたということを示している。³⁴⁾

註

- 17) Francesco Saverio Rotili, *L'Organizzazione sindacale edilizia dalla origini agli inizi del secolo (1886-1902)*, Bulzoni, Roma, 1989, p.10.
- 18) *Ibidem*, p.38. なお建築・建設労働者の総数は、1871年に25万9千人 (うち年少者22,908人)、1901年に55万4千人 (年少者38,184人) であった。*Ibidem*, p.37.
- 19) Marina Catricalà, *Le origini del movimento degli edili a Firenze "Organizzazione e lotte 1860-1920"*, FILLEA/CGIL Toscana, Firenze, 1985, p.23.
- 20) Rotili, *op. cit.*, pp.68-70.
- 21) *Ibidem*, pp.118-119.

- 22) Ibidem, p.147.
- 23) Ibidem, p.143.
- 24) Ibidem, p.129.
- 25) Edoardo Angelino, Enrico Bestente, Laurana Lajolo, La 《STRANA》 fabbrica. Origini e primi sviluppi della Vetreria di Asti 1903-1906, L'Arciere, Cuneo, 1988, pp.28-30.
- 26) Ibidem, pp.31-32.
- 27) Ibidem, p.41.
- 28) Alessandro Marinelli, Proletariato di fabbrica e organizzazione sindacale in Italia: Il caso dei lavoratori del vetro, Angeli, Milano, 1983, p.111.
- 29) Ibidem, p.114.
- 30) Angelino AA. VV., La 《STRANA》 —, op. cit., pp.111-115
- 31) Ibidem, pp.118-130.
- 32) Ibidem, pp.51-52. なお1904年9月にはガラスびん製造工連合の書記長に、革命的サンディカリズムの著名な活動家、アルチェステ・デアムプリス (Alceste De Ambris) が就任し、約1年間勤めている。
- 33) Letterio Briguglio, Turati 1892. Origini e caratteri del Psi, Angeli, Milano, 1992, pp.46-47.
- 34) 河野穰『イタリア自動車産業における労使関係の展開』第一書林, 1985年, 32～33頁。

V. 総括

前述のように労働会議所の設立には労働組合（抵抗同盟）のイニシアティブが大きな力となったのであるが、労働会議所の活動によって労働組合の組織化も大いに進んだ。そして個別の地域的な職業別労働組合の発達を基盤として全国連合が組織されていった。さらに1892年のイタリア社会党（当初イタリア労働者党PLI）の結成が労働組合運動の発展を基盤としたものであることは言うまでもない。すなわち1880年代末から1890年代初頭には、職業別労働組合、労働会議所、社会主義運動が相互に結び合いつつ同時進行的に発達したのである。このような労働運動内の相互作用と発展のイニシアティブをとったのが、様々な思想傾向を有しており、一色には塗れないが、第一インターナショナル以来の社会主義者達であった。社会主義者達は、例えば労働組合運動においては、地方的実体が熟練工の職業別組合である場合にも、これを労働者階級解放のための闘いの組織とすべく努力したのである。

1891年8月2～3日にミラノで開催された全国労働者会議は、トゥラーティらのミラノ社会主義同盟と労働者党 (POI) がイニシアティブをとって、翌年8月のジェノヴァ大会における社会党 (PLI) 結成の準備に入ることを決定したという点で重要な意味をもつ会議であった。このミラノ会議に参加した組織と人々は、地域的にはほとんどがイタリア北部から集まったのであるが、その性格はきわめて多様であった。すなわちミラノ社会主義同盟や各地の社会主義サークルのような知識人中心の政治団体、労働者党 (POI) のような熟練労働者中心

の半ば労働組合的な政治団体、アナーキストが指導者となっている労働者組織、協同組合、印刷工や建築労働者などの職業別労働組合、そして急進派（非社会主義の民主派）の力が強いロムバルディーア州コンソラート・オペライオのような、相互扶助協会などを含む諸々の労働者組織の連合体などが参集したのである。³⁵⁾

このミラノ会議でイニシアティブをとったフィリッポ・トゥラーティの大会報告・決議案は、社会立法（労働者保護法）、団結権、労働者の組織化（労働会議所推進を含む）の三本であった。そしてこれらは労働者階級の解放という大きな抽象的目標に向かう労働運動全体の潮流のなかで、当時の社会主義・労働者政党が果たすべき具体的役割を示したものであり、したがって労働組合や労働会議所の果たすべき課題と重なっているのである。すなわち、賃金・労働時間等労働条件の改善を目指す労働者・労働組合にとって、労働者保護法や団体交渉を行なうための労働組合団結権・争議権は必ず獲得しなければならないものであったし、職業紹介や争議の調停を行なう労働会議所もぜひ必要なものであったし、労働者の代表を国会や地方自治体に送ることも必要であった。このような必要にもとづく諸組織、諸権利を実現するのに、イタリアの社会主義者は大きな役割を果たしたのであり、これによってイタリア労働運動の「政治的な」性格を強めたと言えよう。

したがって労働運動史の問題として、労働組合（抵抗同盟、全国連合）、労働会議所、労働者相互扶助協会（共済組合）、協同組合、社会主義政党その他様々な労働者組織は、同一の流れの中の様々な機能を表現するものであることを改めて確認できるのである。このことは、これら労働運動の諸組織が相互に矛盾・対立する行動をとることを理解するための基礎ともなると考えられる。

註

35) Briguglio, Turati 1892, op. cit., pp.31-32.

Camera del Lavoro e il movimento sindacale italiano alla fine del secolo XIX.

Ryusaku YOKOYAMA

I. Introduzione. Questo saggio è lo studio storico per la Camera del Lavoro e il movimento sindacale degli operai edilizi, dei lavoratori in bottiglie nere e degli operai metallurgici alla fine del 19esimo secolo in Italia.

II. L'attività della fondazione e la promozione della Camera del Lavoro e della organizzazione sindacale si avvantaggiarono parallelamente con la fondazione del partito socialista italiano in questa epoca.

Studiando l'esempio francese, ottobre 1890 la Camera del Lavoro di Torino, febbraio 1891 la Camera del Lavoro di Piacenza, novembre 1891 la Camera del Lavoro di Milano furono fondati.

Aprile 1889, Osvaldo Gnocchi Viani ha dimostrato il concetto della Camera del Lavoro che 1; un luogo dove gli operai si riuniscono per trattare i loro problemi, 2; il collocamento, 3; l'informazione sul lavoro e un biblioteca professionale, 4; l'azione dello scioglimento della questione sociale.

III. La Camera del Lavoro aveva le funzioni importanti del collocamento, l'aiuto alla organizzazione sindacale e l'arbitrato della disputa industriale.

I socialisti italiani promuovevano le Camere del Lavoro e i sindacati operaie, e i governi consideravano pericoloso le Camere del Lavoro.

IV. In queste sezioni si è detto che 1; la condizione degli operai edilizi e il movimento sindacale edilizia, 2; la condizione degli operai di vetrerie e il movimento sindacale dei bottigliai nere, 3; la Federazione italiana operai metallurgici (FIOM).

V. La Camera del Lavoro, il sindacato, la società di mutuo soccorso, la cooperazione e il partito socialista manifestano i funzioni di una corrente del movimento operaio.

I socialisti italiani hanno preso un'iniziativa del movimento operaio alla fine del 19esimo secolo. Questo ha dato il colore "politico" al movimento operaio italiano.